

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

ネット de 保険@とらべる(特定手続用海外旅行保険)を
ご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では、ネット de 保険@とらべる(特定手続用海外旅行保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ネット de 保険@とらべるサービスガイド(約款)」に記載しています。「ネット de 保険@とらべるサービスガイド(約款)」は、必要に応じてお客さま Web サービス上でご確認ください。取扱代理店または当社までご請求ください。



このマークに記載の事項は、「ネット de 保険@とらべるサービスガイド(約款)」に記載されています。

- ▶ 保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。
- ▶ ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

「ネット de 保険@とらべるサービスガイド(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 保険期間、始期日、満期日、治療、入院、後遺障害

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、契約確認書記載の被保険者をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	親族	6 親等内の血族、および 3 親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。具体的には特定手続用海外旅行保険、海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
	旅行行程	契約確認書記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 契約締結前におけるご確認事項

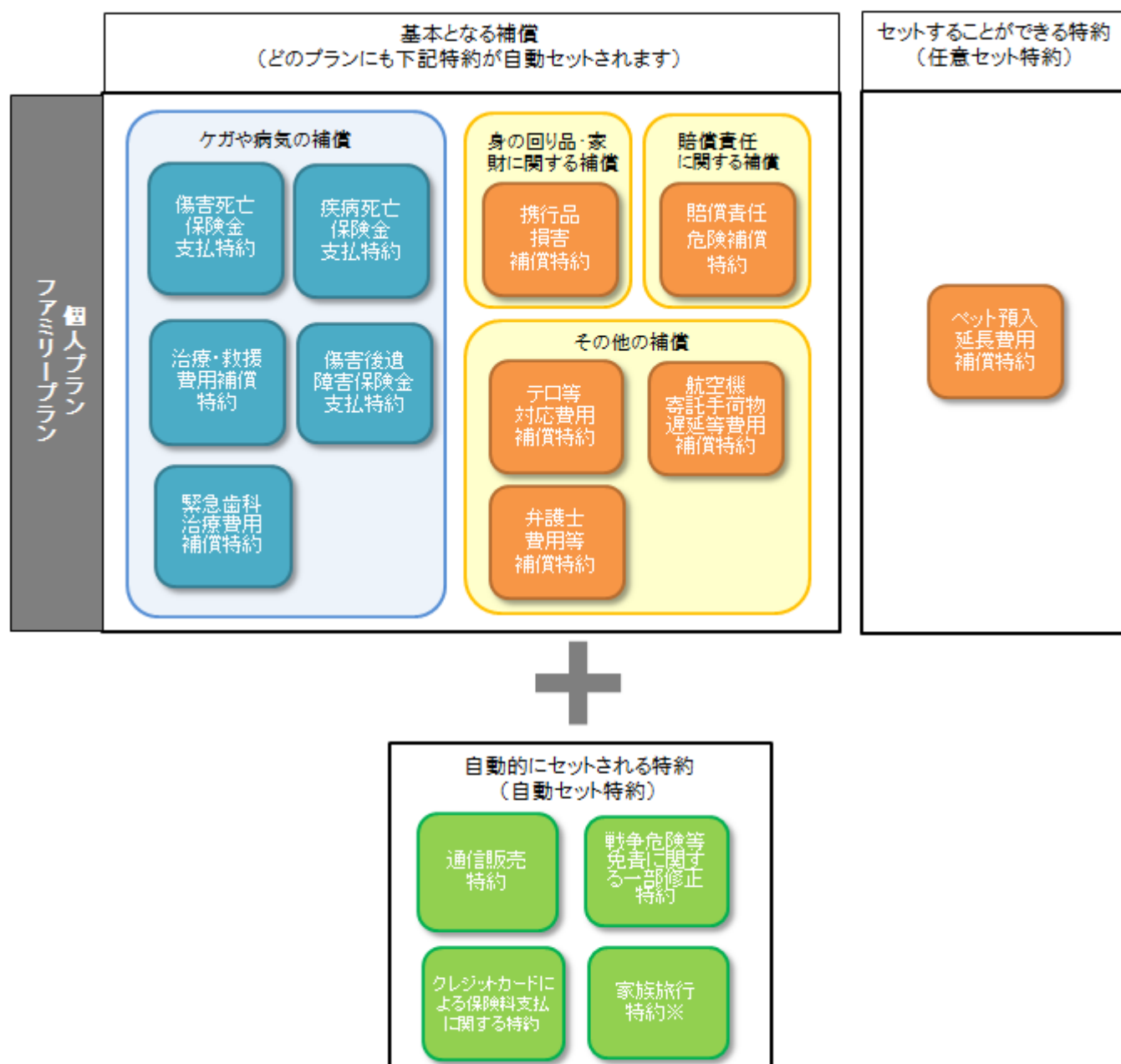
(1) 商品の仕組み

契約概要

この「重要事項のご説明」では、ネット de 保険@とらべる（特定手続用海外旅行保険）について説明しています。この保険は、被保険者が海外旅行中に事故によりケガをされた場合や病気になられた場合^(注)に保険金をお支払いします。

(注) 海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ契約確認書に記載された保険期間（以下「責任期間」といいます。）中のケガ・病気等を補償します。海外に永住される方や帰国予定のない方のお引受はできませんのでご注意ください。

基本となる補償、セットすることができる特約（任意セット特約）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）は次のとおりです。



※ファミリープラン選択時に自動セットされます。

被保険者の範囲およびファミリープランで被保険者とすることができるご家族の範囲は以下のとおりです。

※同居・別居の別や続柄は、保険契約締結時のものをいいます。保険契約締結時に本人以外の被保険者が下記①～③に該当しなかった場合には、お支払いする保険金が削減されることがあります。

プラン	被保険者の範囲	(注) 本人と一緒に旅行される次の方に限ります。
個人プラン	契約申込内容入力画面の「旅行される方」欄に記載の方（以下「本人」といいます。）	
ファミリープラン (家族旅行特約セット)	●本人 ●契約申込内容入力画面の「同行される被保険者」欄に記載の方 ^(注) 。	①本人の配偶者（新婚旅行後に婚姻の届出を予定している方を含みます。） ②本人または配偶者と同居の親族 ③本人または配偶者と別居の未婚の子

賠償責任危険補償特約における被保険者の範囲は次のとおりです。

●上表の個人プラン、ファミリープランそれぞれの被保険者の方。ただし、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。

(2)基本となる補償等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償(ケガや病気の補償)は、主に次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。



基本となる補償（ケガや病気の補償）のその他の保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、同じケガにより既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金額を控除した残額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為によるケガ ●無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ
傷害後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●戦争、その他の変乱によるケガ（テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ など

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

治療・救援費用 保険金	＜治療費用に関するもの＞ (1) 次の場合に、被保険者が実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、①については事故の発生の日から、②③については治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り（入院時の身の回り品購入費や旅行行程復帰費用等を除きます。）。 ①事故によるケガのため治療を受けた場合 ②責任期間開始後に発病した病気のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合^(注) ③責任期間中に感染した所定の感染症のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けた場合^(注) ＜救援費用に関するもの＞ (2) 次の場合に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が実際に負担した親族のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ①事故によるケガまたは自殺行為のため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院した場合 ③責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、流産が原因で死亡した場合 ④責任期間中に発病した病気のため、責任期間中に治療を開始し、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ⑤被保険者が搭乗している航空機・船舶の行方不明もしくは遭難した場合、または山岳登山中に遭難した場合 ⑥責任期間中の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ・病気等^(注) ●自殺行為^(注)によるケガ ●無資格運転、酒気帯び運転^(注)または麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ・病気等 ●妊娠・出産・早産もしくは流産による病気（「保険金をお支払いする場合」(1)②および③の場合） ●歯科疾病（「保険金をお支払いする場合」(1)②および③の場合） ●戦争、その他の変乱によるケガ・病気等（テロ行為によるケガ・病気等は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ（「保険金をお支払いする場合」の(1)①または(2)②、⑤および⑥の場合） ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（「保険金をお支払いする場合」の(1)②および③の場合） などによる費用 (注)「保険金をお支払いする場合」の(2)については、死亡した場合には保険金をお支払いする場合があります。
-------------------------------	---	---

②主な特約の概要

契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a.ご契約時のお申し出にかかわらず、すべての契約に自動的にセットされる特約（自動セット特約）
- b.ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セットできる特約）

●賠償責任危険補償特約（基本となる補償として自動セットされる特約）

事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。

 の事項については、「ネットde保険@とらべるサービスガイド（約款）」をご参照ください。

【水色の文字】については、P.1「用語のご説明」をご確認ください。

●携行品損害補償特約（基本となる補償として自動セットされる特約）

事故（盗難・破損・火災など）により、被保険者が被保険者の住宅外において携行する身の回り品に損害が生じた場合に、被害物の損害額をお支払いします。

※損害額の算出方法については、特約をご確認ください。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご参照ください。

賠償責任危険補償特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は最終ページの（４）特約の補償重複をご確認ください。

③保険金額の設定

契約概要

●保険金額の設定にあたっては、次の a.b.にご確認ください。

a.お客さまが実際に契約する保険金額については、契約申込内容入力画面、普通保険約款・特約等でご確認ください。

b.保険金額は引受の限度額があります。保険金額は被保険者の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合、傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ同種の危険を補償する他の保険契約等と合計して、被保険者 1 名につき 1,000 万円が上限となります。

④保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

●保険期間：92 日以内で旅行期間に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、契約申込内容入力画面の保険期間欄でご確認ください。

●補償の開始：保険期間の初日（始期日）の午前 0 時（旅行出発当日にご契約される場合は、契約確認書記載の契約成立時刻に開始します。）。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません（セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。）。

●補償の終了：保険期間の末日（満期日）の午後 12 時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

（３）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額・保険期間・旅行目的地等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、契約申込内容入力画面でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、当社の指定するクレジットカードにより保険料を払い込むクレジットカード払に限りません。保険料は、ご契約と同時に全額を払込みください。

（４）満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務（契約申込内容入力画面入力上の注意事項）

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、契約申込内容入力画面で【告知事項】と記載されている項目のことです。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を入力しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。契約申込内容入力画面への入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①「旅行日程」(※)

(※) 海外旅行の目的を持って住居を出発する日（出発日）から住居に帰着する日（帰国日）までをいい、「旅行日程」が「保険期間」となります。

※この保険は、旅行期間が92日以内の短期旅行者向けの保険です。保険料も「保険期間＝旅行日程」の前提で算出しています。したがって、旅行期間が92日超となる旅行者はこの保険にはご加入できません（例えば、1年の予定で旅行する人が保険期間92日毎に繰り返し加入することもできません。）。

②旅行先で従事する被保険者の「職業・職務」

③旅行目的地

④同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2)クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）

注意喚起情報

「ネット de 保険@とらべる（特定手続用海外旅行保険）」は保険期間が1年以下であることから、ご契約のお申込み後に、申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(3)死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく三井住友海上インターネットデスクにご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

三井住友海上インターネットデスク
電 話 : 0120-988-181
81-476-55-1467（海外からのお問い合わせ/有料）
受付時間：9：00～17：00（年末年始は休業させていただきます。）

【通知事項】

- ①旅行先で従事する職業・職務を変更した場合
- ②新たに旅行先で職業に就いた場合
- ③旅行先で従事する職業・職務をやめた場合
- ④旅行目的地が変更となった場合

なお、①または②のいずれかにおいて、次の「補償対象とならない職業」に該当した場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

 の事項については、「ネット de 保険@とらべるサービスガイド（約款）」をご参照ください。

【水色の文字】については、P.1「用語のご説明」をご確認ください。

【補償対象とならない職業】

農林・漁業・採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者、オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。三井住友海上インターネットデスクにご通知ください。

- ・保険契約者の住所を変更した場合

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、三井住友海上インターネットデスクに速やかにお申出ください。

- ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。
- ・解約返れい金を返還する場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

三井住友海上インターネットデスク

電 話 : 0120-988-181

81-476-55-1467（海外からのお問い合わせ/有料）

受付時間：9：00～17：00（年末年始は休業させていただきます。）

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

 失効について、最低保険料について

 被保険者による保険契約の解約請求

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

左記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ クレジットカード情報の取扱いについて

当社が保険金をお支払いした場合、クレジットカード（*1）に付帯されている海外旅行傷害保険等の引受保険会社に対して、当社がその保険会社の負担すべき部分を請求（*2）するためにカード会社名、カード名称、カード番号、カード名義等を利用させていただきます場合があります。

（*1）本保険契約の保険料のお支払いにご利用いただいたクレジットカードをいいます。

（*2）クレジットカードに付帯されている海外旅行傷害保険等と補償内容が重複している場合、当社はその契約の引受保険会社が負担すべき部分を請求することができます。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

○ 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(4) 特約の補償重複

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ネットde保険@とらべる（特定手続用海外旅行保険）以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	特定手続用海外旅行保険 賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険 賠償責任危険補償特約
②	特定手続用海外旅行保険 テロ等対応費用補償特約	他の海外旅行保険 テロ等対応費用補償特約

(5) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(6) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、三井住友海上ライン、取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ネットde保険@とらべるサービスガイド（約款）」の「保険金の請求時にご提

出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 **事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類）、代理請求人制度**

(7) ご契約内容確認事項（意向確認事項）

保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認するために必要な事項です。また、特に重要な項目について契約申込内容入力画面に正しくご入力されていることを確認するための事項にも該当します。以下についてもれなくご確認ください。

●この書面、契約申込内容入力画面等を確認し、「今回お申込みの保険契約」が次の点で、お客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望と異なる内容になっている場合は、必ず取扱代理店または当社までご連絡ください。

補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。

- ① 保険の種類、補償内容・セットしている特約
- ② 保険金額 ③ 保険期間
- ④ 保険料の額・保険料払込方法・配当金の有無
- ⑤ 被保険者の範囲

●次の項目について契約申込内容入力画面の入力が正しいかご確認ください。万一、正しくない場合は、必ず取扱代理店または当社までご連絡ください。

⇒ 次の項目は適切な条件でご契約をお引受したり、保険金を適切にお支払いするために正確な入力が必要な項目です。

① 「旅行日程」

※この保険は、旅行期間が 92 日以内の短期旅行者向けの保険です。旅行期間が 92 日超となる旅行者はこの保険にはご加入できません（例えば、1 年の予定で旅行する人が保険期間 92 日毎に繰り返し加入することもできません。）。

② 被保険者が旅行中に「危険な職業・職務」に従事するか・しないかの回答

③ 旅行目的地

④ 被保険者の「生年月日」・「性別」

⑤ 被保険者が現在病気にかかっているか・いないかの回答

⑥ 「他の保険契約等」・「保険金請求歴」についての回答

 **契約内容登録制度**

<保険に関する相談・苦情・お問い合わせは>

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277（無料）
【受付時間】

平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00
（年末年始は休業させていただきます。）

<万一事故が起こった場合は>

取扱代理店または三井住友海上ラインまでご連絡ください。

24 時間 365 日事故受付サービス「三井住友海上ライン」
0120-365-240（無料・日本語受付）

海外からは 81-3-3497-0915 ヘコレクトコールでおかけください。

<指定紛争解決機関>

注意喚起情報

当社は保険業法に基づく金融庁の指定を受けた指定紛争機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808（ナビダイヤル（有料））

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）